

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年2月2日(金) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 角田 誠 (東京都立大学大学院環境科学研究科建築学域教授)	
	委員 金子 裕子 (公認会計士)	
	委員 都筑 満雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和5年4月1日から令和5年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	5件
建設コンサルタント業務	一般競争	1件
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	7件
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>令和5年度上半期の工事等の発注状況、入札結果の事後的・統計的分析(入札関係の全体推移や、落札率・契約締結率、入札不調関係・平均参加者数・低入札結果等に関する分析について報告)</p> <p>裁判所に限らず公共工事を取り巻く状況が厳しいという情報に触れることが多いが、これに対しては他の省庁との連携、いわば横のつながりを維持しながら、公共工事全体の問題として、対応策を実施してもらいたい。</p> <p>もう1点は他の工事との関係で、発注の時期の差別化、例えば、上半期に限らず、下半期の発注を増やしてみるといった方策も検討してみてはどうか。</p> <p>今回の特徴として、裁判所全体としての契約締結率の低さが目立つところであるが、何か具体的な理由はあるか。</p> <p>また、このような状況を踏まえて、何か具体的に執った方策があれば、ご報告いただきたい。</p> <p>(抽出案件について)</p> <p>1 最高裁庁舎電気設備改修工事 1者入札かつ契約金額が高額の案件。 初度の入札において1者の入札参加があり、予定価格の範囲内であったため、同者と契約した。</p> <p>・今期の厳しい状況の中、可能な方策を検討し、契約締結に至ったと経緯を伺い、発注者側の努力について理解した。</p>	<p>・承知した。アドバイスいただいた連携の強化、入札不調に対する方策について、検討したい。</p> <p>・公共工事全体の厳しい状況は、昨年度から話題となっていたが、件数の多くない裁判所の発注では、遅れて影響が出た可能性がある。また、近時、首都圏では大型の工事が多く発注されており、そういった周辺環境も入札不調の増加に少なからず影響しているものと思われる。</p> <p>この状況を踏まえて、入札不調となった案件で、再度の発注の際に、「見積活用方式」を試行的に採用するなどの方策を取っているところである。</p>

意見・質問	回答
<p>本件では、特別高圧受変電設備の経験がより合致するものの、厳しい状況を予想して受変電設備の経験で参加可能としたとのことであるが、本件の受注者はどのような経験で参加したのか。</p> <p>・本件は難易度の高い大型案件ということで工夫をしたということだが、今後も他の工事と競合し、技術者が取り合いになる環境は続くことも考えられるため、発注者としてできる調査や工夫を続けていただきたい。</p> <p>2 大津地家裁彦根支部庁舎解体工事設計変更</p> <p>本件は当初発注において、工事施工中に必要となった仕様の変更(アスベスト含有建材の撤去の追加、工期の延長等)をしたところ、当初契約金額の30%を超える設計変更となったもの。</p> <p>・本件では、設計変更に係る工事を、当初から含めることができなかった案件とのことだが、受注者側からすれば、あらかじめ調査を実施した上で、全体のボリュームを示した上での発注がより望ましいのではないか。</p> <p>・事前の対応が困難な環境であったということは理解した。ただ、この件で、という訳ではないが、工事の慣行として、後に工事量が増えるという方式はゼネコン側で今まで飲み込んできた実情がある。</p> <p>他方、昨今は技術者のスケジュールが決まっ</p>	<p>・要件は緩和したが、本件受注者は特別高圧受変電設備の経験を持つ大企業であったため、結果として、求める条件に合致した企業が参加したこととなる。</p> <p>・承知した。</p> <p>・ご指摘のとおり、調査を行った上で図面等を作成し、全体像を明らかにして発注することが理想である。他方、本件の事情としては、解体完了後の土地の引継ぎにも財務局側から期限が設けられており、速やかに対応する必要があったため、あらかじめ調査のみを発注するだけの時間がなかったこと、また、解体の前までは職員が働いている環境であり、アスベストの特性上、調査時にも飛散させないよう厳重な対応を要することから、居ながらの環境下では事前の調査が現実的でなかったことの2点が、事前調査が困難であった主な理由となる。</p> <p>・承知した。そういった点にも留意しながら、発注の内容を検討することとしたい。</p>

意見・質問	回答
<p>ており、後の増加の対応ができないということから、トラブルになるような案件も見受けられることから、そういったことにならないよう、発注者側としても十分に気を配る必要があると考えられるので、その点をご留意いただきたい。</p> <p>3 横浜地簡裁庁舎外3庁設備改修実施設計業務</p> <p>1 回目の入札で3 者の入札があったところ、予定価格内の3 者に対し、履行確実性ヒアリングを実施したところ評価点が逆転し、総合評価の結果として最低価格でない者と契約を締結した。(履行確実性ヒアリングの結果、最低価格の者の実施方針に対する評価点は0 点と評価。)なお、この者の入札金額と予定価格の乖離は約40%となっている。</p> <p>・本件で最も価格の低かった業者の価格評価値を見ると、高い点数との印象を受けるが、履行確実性ヒアリングに係る点数の計算においては、調査基準価格より低いというような評価は一切せずに、まずは機械的に点数を算出するという方式になっているということでしょうか。</p> <p>・この件で、当該低入札の業者が更に価格を引き下げている場合、その業者が1番となって落札することになるのか。</p>	<p>・現行の基準では、そのような計算となる。落札者決定までに履行確実性ヒアリングの結果が技術点に加味されることとなるため、本件で最も低価格の入札を行った業者は、技術点の減算で2番目の業者に劣後する結果となった。そういった意味では履行確実性ヒアリングが有効に働いた事例といえるものと考えている。</p> <p>・仮定の話であるが、更に価格を引き下げて当該業者の順位が1番となった場合、調査基準価格以下の入札であるため、次に、低入札価格調査を実施することになる。</p> <p>その調査で、本当にその価格で業務を履行できるのかを厳しくチェックすることとなるが、この価格より低い金額の場合、履行確実性ヒアリングの結果からすると、その説明は難しいのではないかと考えられる。</p> <p>実現可能性がない金額との結論に至った場合には、会計法令の規定により、当該最低金額の業者を排除して、本件同様に次順位者が落札する結果になると考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>4 さいたま地家裁越谷支部庁舎機械設備更新工事ほか3件の各緊急随意契約 高額の随意契約案件（設計変更を除く工事）、その他特徴的な案件（いずれも緊急随意契約を実施した案件）</p> <p>・本件のような危険な状況は、定期的な点検などで防ぐことは難しいのか。 ・蓄電池54個のうち、1個の不具合で、全ての蓄電池を交換する必要が生じたのはどういった事情からか。</p> <p>・予防保全は「見える化」であるが、この結果をどうやって「最適化」していくかという点でファシリティマネジメントの考え方を導入していく必要があると考える。 裁判所施設は使用者のいる施設であり非常にデリケートな問題であり、この繰り返しを防ぐためにも、この考え方を実践している省庁その他の機関などから、積極的に情報収集などされてはどうか。 ・緊急随意契約自体に関しては、本件のように検討し、法令に則って実施していただく分には問題ないものとする。</p>	<p>・ご指摘のとおり、こういった案件は予防保全的に更新していき、防止していくことが理想である。 実情としては、建築基準法の12条点検を外注し、その結果を受け、営繕技官において各庁の設備等の劣化状況等をまとめて、予算要求に反映させているところ。 他方で東京高裁は全国のうち4分の1の庁舎を抱える庁となっており、管内の施設が多く、後手に回っている状態であることは否定できない。この対策としては執行差益を有効活用するなどして、予定よりも前倒ししながら予防策を実施している状況である。 ・蓄電池に関しては、メーカーによると、全ての蓄電池が同時期に整備されていて、交換対象の1個と同じように老朽化しており、仮に1個のみを新しいものに交換すると、他の古い蓄電池に負荷がかかってしまい、逆に発煙事故等のリスクが高まるという回答があったものである。このため、蓄電池のシステム全体の更新が必要となったものである。</p> <p>・承知した。最高裁としても、各庁からの劣化状況等の報告を取りまとめて、ヒアリングの実施、予算事情を加味した順位付けは行っているところであるが、ご指摘いただいた観点を踏まえて、今後も、緊急随契のような例外的な契約締結に至らないよう、努力していきたいと考えている。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>・以上、4件（全7件の契約）の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると史料する。</p>	